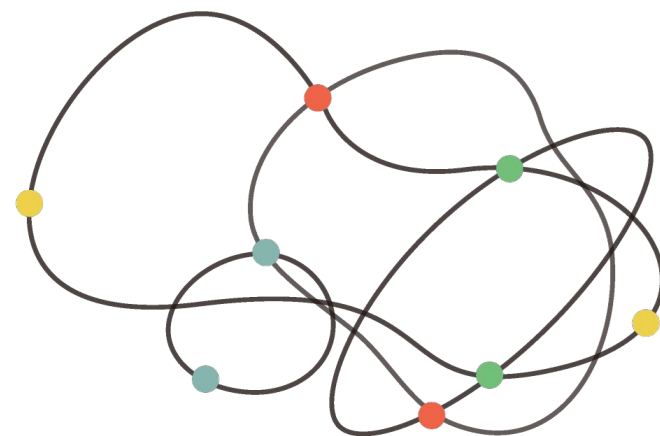


シェアリングエコノミー協会について



SHARING
ECONOMY
ASSOCIATION JAPAN

協会の概要

SHARING SOCIETY

個人主役の経済へ。

日本経済は、大企業中心の設計だった。教育、働き方、人生設計、まちづくりまであらゆる物事が、“大企業”という論理構造から逆算され、作られてきた。多くの日本人が、そのピラミッドの中で生きてきた。

しかし、これほどモノや情報が溢れ、技術革新が起こる時代に、その仕組みは賞味期限が切れている。もっと他のやり方がある。その事実、私たちは気づいている。

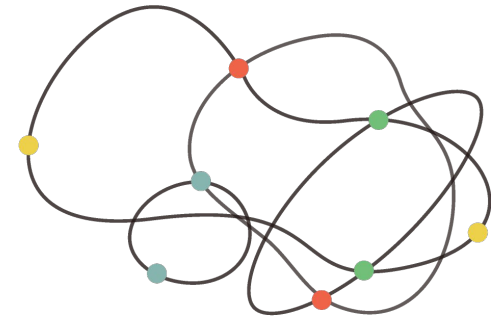
そこで生まれたのが、シェア。シェアリングエコノミーというのは、これまでの延長にあるビジネストrendではなく、経済の主役を変えるパラダイムシフトなのだ。

大企業中心の経済から、個人中心の経済へ。

シェアという発想が個人と個人をつなぎ、国、地域、NPO、企業、大学などが垣根を越えて、一人ひとりが主役になれる社会をつくっていく。そんな“シェアリングソサエティ”こそが、次なる日本経済のコンセプトだと私たちは信じている

これからは個人をエンパワーメントする組織だけが生き残り、経済は画一的なものではなく、もっと関わる人の血が通った、手触りのあるものが、人や地域の数だけ生まれていく。

新しい時代の主役は、“誰か”ではない。すべては、あなたのアクションから始まるのだ。



**SHARING
ECONOMY**
ASSOCIATION JAPAN

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

3

団体名称:

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

英語表記:

Sharing Economy Association, Japan

所在地:

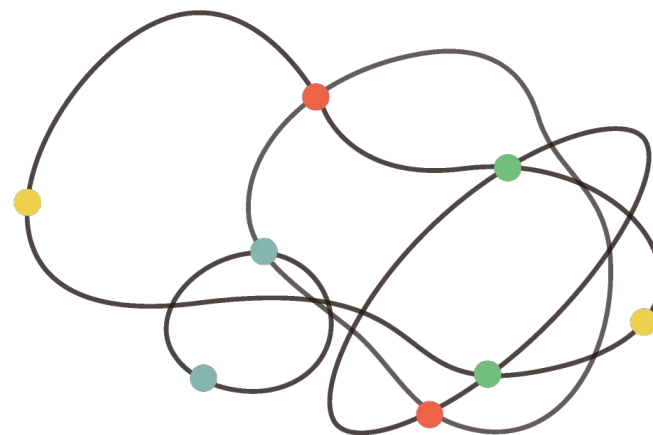
東京都千代田区平河町2-5-3 Nagatacho GRID

HP: <http://sharing-economy.jp>

お問い合わせ: info@sharing-economy.jp

電話番号 03-5759-0306

設立: 2016年1月15日



**SHARING
ECONOMY**
ASSOCIATION JAPAN

代表理事	上田祐司(株式会社ガイアックス 代表執行役社長) 重松大輔(株式会社スペースマーケット 代表取締役 CEO)
理事	甲田恵子(株式会社 AsMama 代表取締役社長 CEO) 角田千佳(株式会社エニタイムズ 代表取締役社長 CEO) 南章行(株式会社ココナラ 代表取締役) 吉田浩一郎(株式会社クラウドワークス 代表取締役社長 CEO) 中山亮太郎(株式会社マクアケ 代表取締役社長)
常任理事	佐別当隆志(株式会社 ADDres 代表取締役 CEO)
幹事	山本美香(Airbnb Japan 株式会社 公共政策本部長) 天沼聡(株式会社エアークローゼット 代表取締役社長 兼 CEO) 和田幸子(株式会社タスカジ 代表取締役)

事務局長	石山アンジュ(株式会社ガイアックス)	アドバイザー
事務局次長	野口佳絵(株式会社ガイアックス)	
事務局	積田有平(株式会社スペースマーケット) 石原遥平(株式会社スペースマーケット) 蓑口恵美(株式会社ガイアックス・ランサーズ株式会社) 二宮秀彰(株式会社ガイアックス) 新井博文(株式会社ガイアックス) 安井裕之(マカイラ株式会社) 石原一樹(株式会社ココナラ) 倉橋愛里(株式会社スペースマーケット)	
		Neal Gorenflo (shareable) 鈴木敦子 (NPO法人ETIC. 理事兼事務局長) 佐々木俊尚 (IT ジャーナリスト) 金山淳吾 (一般財団法人渋谷区観光協会 代表理事)

シェアリングエコノミーとは

インターネット上のプラットフォームを介して個人間でシェア（貸借や売買や提供）をしていく新しい経済の動き



シェア×空間

ホームシェア・駐車場・会議室



シェア×モノ

フリマ・レンタルサービス



シェア×移動

ライドシェア・シェアサイクル

シェアリングエコノミーは
おもに5つに分類されます。



シェア×スキル

家事代行・育児・知識・料理・介護



シェア×お金

クラウドファンディング

シェアリングエコノミー業界map



法人会員数

※2019年2月1日時点

7

特別会員

8社

シェア会員

123社

準シェア会員

72社

賛助会員

45社

アソシエイトパートナー会員

4社

合計

252社

協会の活動状況

各シェアリングサービスの普及、業界の健全な発展を目的とし、シェアサービスガイドライン作成などを視野にいれつつ、以下の活動を行うことでシェアリングサービス市場の活性化に取り組んでいます。

1. シェアリングエコノミー普及活動

既存事業者、及びユーザーへの普及活動を実施

2. 事業者間の交流・勉強会

ユーザー活用事例や運営ノウハウ共有など実行

3. 会員向けサービスの提案と開発

協会団体保険、シェアリングエコノミーに特化した保険の提案など

活動報告：シェアリングエコノミー普及活動(1)

日本経済再生本部(議長・安倍晋三内閣総理大臣)の下に開かれる産業競争力会議「第40回実行実現点検会合」への参加



協会活動方針とシェアリングシティ構想についての
プレゼンテーション実施



内閣官房IT総合戦略室、経済産業省、総務省と協会での
シェアリングエコノミー検討会を開催(2016年7月~11月)

検討事項予定

- シェアリングエコノミーサービスに関する自主ルールの策定
- シェアリングエコノミーサービスと既存の法律との関係整理
- シェアリングエコノミーサービスの地域振興支援策





自民党IT戦略特命員会での勉強会参加

自由民主党IT戦略特命委員会(特命委員長・平井卓也衆議院議員)が主催する新プラットフォームビジネス小委員会にて、「観光」「移動」「スキル」「お金」などのテーマごとに協会会員によるプレゼンテーションとディスカッションに臨みました。



パブリックコメントの提出

- “民泊新法”に対するシェアリングエコノミー協会意見書
- 情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会中間整理に関する意見書



環境省との意見交換会

- テーマ「シェアリングエコノミー×CO2排出削減対策」

① シェアリングシティ認定マークの提供

地方自治体が抱える課題に対し、シェアリングエコノミーサービスの活用によって、公共サービスを民間セクターから補完し、地域経済・住民全体の活性化につなげていく取り組みを全国で推進しています。

公助型ではなく、シェアリングエコノミーを導入した公民連携の共助型の取り組みで地域課題の解決を目指す自治体に、「シェアリングシティ認定マーク」を授与しています。



シェアリングシティ認定自治体

※2017年11月現在

鹿児島県奄美市	福井県鯖江市	富山県南砺市
滋賀県大津市	長崎県島原市	宮崎県日南市
石川県加賀市	佐賀県多久市	静岡県浜松市
岩手県釜石市	千葉県千葉市	秋田県湯沢市
長野県川上村	北海道天塩町	埼玉県横瀬町

公募しています！

シェアリングシティ認定要件の詳細については、事務局(info@sharing-economy.jp)までお問い合わせください。

シェアリングシティ2017公式サイト
<https://sharing-economy.jp/ja/city/>

シェアリングエコノミー協会と渋谷区が、
パブリックスペースの活性化や、
民間が提供するシェアサービスを活用・導入することで、
新たな経済効果を狙う

- (1) シェアリングエコノミーを活用した地域社会的課題の解決に関する共同研究
- (2) シェアリングエコノミーサービスの普及・促進
- (3) 人材開発や研修プログラムにおける人的交流の検討などの支援

- ・共同研究チームの発足
- ・パブリックスペースに関する研究
- ・シェアリングエコノミーを活用した事業の検討
- ・住宅・不動産などの資産の活用に関する企画開発など



平成30年度:2018年6月15日発表 『骨太方針2018』『未来投資戦略2018』に記載

政府公表『骨太方針2018』『未来投資戦略2018』にシェアリングエコノミーが重点施策として位置づけられました。

TOPIC 2018.06.18

政府は6月15日、臨時閣議で「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」と18年度版成長戦略「未来投資戦略2018」を閣議決定しました。2017年の「未来投資戦略2017」に続き、シェアリングエコノミーを重点施策として位置付けています。



首相官邸公式サイトより (<http://www.kantei.go.jp/>)。発言する安倍首相

(3) まちづくりとまちの活性化

まちの活性化に向けて、まちづくり推進体制の強化や波及効果の高い民間投資を促進するとともに、シェアリングエコノミーについて、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、その普及促進を図る。

【シェア事業者のための政府による省庁横断ハンズオン支援の強化】

該当箇所：

内閣官房シェアリングエコノミー促進室において、新事業特例制度・グレーゾーン解消制度を活用しようとする事業者に対して、関係府省庁と連携してハンズオンで必要な支援を行うなど、民間事業者・地方公共団体等からの相談への対応や情報提供を一層充実させる。

【ユーザー向けガイドラインの策定・モデルガイドラインの充実】

該当箇所：

C2C サービスが適切に消費者に評価され、シェアリングエコノミーに対する不安感を払拭するため、消費者行政新未来創造オフィスにおける実証とも連動しながら、来年度早々にユーザーガイドラインを策定するなどモデルガイドラインの充実を図る。

【シェアリングエコノミーを活用した地域課題の解決を促進、活用事例を倍増目標】

該当箇所：

・地域における社会課題解決や経済の活性化を図るため、自治体等によるモデル的取組への支援を行い、低未利用スペースの活用や働き場の創出などシェアリングエコノミーの活用を促進する。
・本年3月に「シェア・ニッポン100」として発表した活用事例を本年度末までに倍増させる。

【官民連携による国際的ルールづくりへの貢献】

該当箇所：

・官民連動による国際的なルールづくり等の場に引き続き参画し、我が国の取組事例の発信等を通じて国際的な合意形成に貢献する。

活動報告：シェアリングエコノミー普及活動(4)



シェアリングエコノミー認証マークの付与

シェアリングエコノミー検討会議中間報告書(2016年11月に内閣官房IT総合戦略室が発表)のモデルガイドラインをもとに、政府による法規制と民間の自主規制を組み合わせたハイブリッドなルールを策定しています。

認証マークは、シェアリングエコノミー未経験者の不安を取り除き、シェアサービスを1回でも利用してもらうことを目的としています。外部有識者を含む委員会によるサービスの認証を通じて、安全性及び信頼性の確保に真摯に取り組んでいるプラットフォーム事業者を明らかにすると同時に、その取り組みをベストプラクティスとして規範化して各サービスの質を向上させます。



シェアリングエコノミー認証マーク
デザイン

認証マーク取得のメリット

- A. 他のシェアサービスとの **差別化**
- B. **保険料の割引** (最大60%OFF) の適用
- C. **自治体連携** の円滑化
- D. **海外展開** への寄与 (今後、日本の認証基準が国際標準になるよう国際会議の場で積極的にPRする予定)

公募しています！

シェアリングエコノミー認証マークに関する詳細については、協会事務局までお問い合わせください。

メールアドレス: info@sharing-economy.jp

活動報告：ビジネスカンファレンス『SHARE SUMMIT』

16



日本のシェアリングエコノミー市場の拡大と普及を目指す、協会主催による日本唯一のビジネス国際カンファレンス

● 2019年開催

(仮)マルチセクター型シェアリングエコノミー

日程：2019年11月11日(月)

場所：虎ノ門ヒルズ5F

来場者：1,000名予定



活動報告：新しい文化を体感できるシェアの祭典



シェアから生まれる新しい文化を体感できるシェアのイベント「SHARING DAY」を渋谷区と大津市で開催しました。またシェアサービスがリアルに体験できるブースは、多くの人がサービスに触れるきっかけとなり、シェア事業者とシェアワーカー、ユーザーが一同に会したMeetupは、サービスに関わる方々の結びつきを強化することのできる機会となりました。

活動報告：事業者間の交流（Meetupイベントの参加）

Meetup



ビジネスマッチングや最新のシェア市場を熱く議論するイベントMeetupを1年に3回開催しています。参加者は日本全国からシェア事業者やシェアリングエコノミーで共助社会をめざす自治体・NPO団体・大学研究機関、政治家から官僚まで、約150名にご参加いただいています。会員企業には、登壇機会の提供やビジネスマッチングのお手伝いなどをさせていただきます。

イベントの会員特典

- 特別割引での参加
- ビジネスマッチングの機会提供
- 登壇機会の提供（特別会員のみ）
- ピッチによるサービス紹介機会の提供



活動報告：事業者間の交流（勉強会の実施）

勉強会

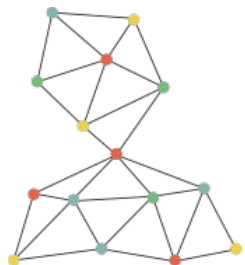


約1ヶ月に1回のペースで専門家の方を講師としてお招きし、様々なテーマでシェア事業者向けの勉強会を開催しています。シェア事業者同士のナレッジシェアや交流の場ともなり、ご好評いただいています。

今までの勉強会テーマ

- ・中小ベンチャー企業に実効的な広報とは？
- ・スタートアップの資金調達と業務提携における法律上の手続きと留意点
- ・熱狂的なコミュニティの作り方
- ・シェアサービス運営に欠かせない危機管理広報の事例とポイント
- ・金融のプロフェッショナルに学ぶ株式投資型クラウドファンディング





SHARING NEIGHBORS

個人会員制度「SHARING NEIGHBORS」は、シェアワーカーのためのスキルアップ機会、保険や福利厚生などをカバーする「SHARING Benefit(シェアリングベネフィット)」の企画開発をしております。また現行の規制課題における制度改正や法整備等にシェアワーカーの意見や要望を社会に発信、政策提言をしております。また、個人会員同士のコミュニティを構築することでシェアワーカー同士の情報共有やスキルアップに繋がる機会を提供します。



- ・シェアワーカーのコミュニティ形成とネットワーキング支援
- ・スキルアップ・キャリアアップ支援(オンラインサロン / オフラインサロン)
- ・シェアワーカー向け保険・福利厚生などの総合支援サービス「SHARING Benefit」の提供
- ・シェアワーカーの調査研究
- ・シェアリングエコノミーの制度改正等、法整備における政府・自治体への働きかけ、社会発信

海外の事例・ノウハウの獲得

- 日本でのイベント(主にシェアサミット)への海外有識者の招聘
- 協会会員・関係者向けのツアー企画・運営(不定期)

日本の情報の対外発信

- 海外でのビジネスカンファレンスへの有識者派遣
- 海外メディアからの取材対応

海外のステークホルダーとのネットワーク構築

SHaReaBLE



SHARE NL



Kingdom of the Netherlands

その他にも、韓国、台湾、香港、シンガポール、フランスの関連する団体・個人

活動報告：海外とのネットワーク・交流

海外の事例・ノウハウの獲得(例)

「Share Summit 2017」にて
海外スピーカーの誘致 / オランダ大使館 後援



日本の情報の対外発信(例)

韓国・ソウル
「ソウル・シェアリングカンファレンス」に登壇



フランス・パリ
「Oui Share Fest 2017」に登壇



活動報告：会員向けサービスの提案と開発

会員企業と以下のサービスについて、共同企画・開発しています。

保険

- サイバー保険(特別会員:三井住友海上火災保険株式会社)
- オールインワンパッケージ(賛助会員:損害保険ジャパン日本興亜株式会社)
- 専用賠償責任保険(賛助会員:東京海上日動火災保険株式会社)
- シェアビジネス総合補償プラン(賛助会員:あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)

会員向け各種サービス

- 本人確認プラットフォームの割引提供 など

ご入会について

ご入会の対象者

シェア会員

空間、移動、モノ、スキル、お金のシェアリングエコノミーの領域で、CtoCなど(n対n)のシェアサービスを提供するプラットフォーム事業者・企業様。

月会費 1万円

※資本金1億円以下で未上場の場合、月会費**2,000円**にて参加できる。

準シェア会員

レンタル業などBtoC(1対n)のシェアサービスを提供するプラットフォーム事業者・企業様。カーシェアやシェアオフィス事業など。

月会費 1万円

※資本金1億円以下で未上場の場合、月会費**2,000円**にて参加できる。

賛助会員

シェアリングエコノミーの国内での発展に寄与するご意向があり、健全なるビジネス環境と利用者保護体制の整備にご賛同いただける企業様。保険・金融・不動産・IT業界など。

月会費3万円

特別会員

団体の理念に賛同していること。

月会費 10万円

アソシエイトパートナー会員

シェアリングエコノミーのビジョンに賛同し、地域のシェアリングエコノミー広報や定着などに寄与する社会的企業・非営利組織・教育機関 など。

月会費 無料

ご入会のメリット

①Meetupの特別割引、勉強会の参加権

Meetup(年3回)など協会主催イベントへ特別価格でご参加できるほか、勉強会への参加権も付与されます。

②ビジネスパートナーのマッチング

事業者、地方自治体など、適切なビジネスパートナーとのマッチングを行います。

③協会会員向け保険

シェアリングエコノミーに特化した保険をご提供しています。

④各種ワーキンググループへの参加権

民泊、ライドシェア、観光、食などワーキンググループ開催予定。関心のある会員はご参加いただけます。

⑤広報・宣伝活動の場の提供

イベントでのプレゼン登壇機会をご提供のほか、協会が関連する各種セミナーなどでのサービス資料の配布。取材依頼のご相談もいたします。

お問い合わせ

ご入会までの流れ

1. ウェブサイトからエントリー

※「シェアリングエコノミー協会」で検索すると協会公式サイトが表示されますので、「入会のご案内」ページをクリックください。

2. 会社情報のご入力

※ご入力情報に間違いがないかご確認ください。また、会員種別がわからない場合は、事務局よりご案内させていただきますので、「その他」にご記載ください。

3. 理事会の承認

4. 月会費のお支払い(ご入会)

※口座振替でのお支払いとなります。

※入会から1年以内の途中退会の場合でも、会費年分は支払わなければなりません。

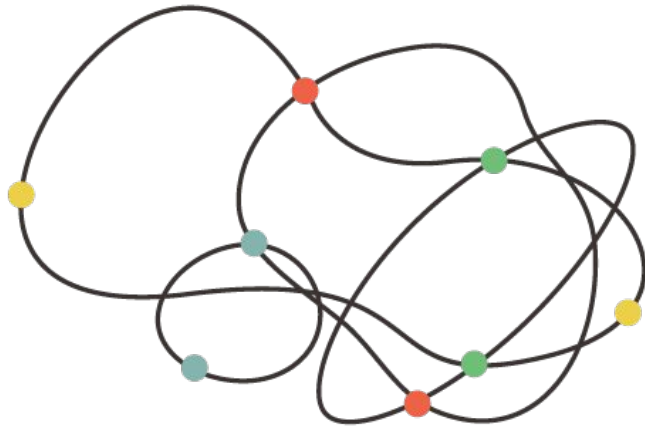
※2年目以降についても、年間契約とし、途中退会をする際も年間の会費を支払わなければなりません。



ご不明点、ご質問、ご相談など、

お気軽にシェアリングエコノミー協会事務局までご連絡ください！

info@sharing-economy.jp



一般社団法人
シェアリング
エコノミー協会